

オンライン資格確認等システム利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 本規約は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「DX審査支払機構」という。)において維持・運営する、オンライン資格確認等システムである本システム(第2条第6号で定義する。)を用いた、オンライン資格確認等並びに薬剤情報・診療情報・特定健診情報及び救急時医療情報の閲覧のサービス(以下「本サービス」という。)に係る利用条件を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 一 医療機関等 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等に規定する次に掲げるものをいう
 - イ 地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定を受けた病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション
 - ロ 保険者が開設又は指定する病院、診療所及び薬局(以下「職域診療所」という。)
- 二 サービス利用者 本サービスの提供を受ける医療機関等
- 三 患者 医療機関等から医療行為等を受けようとする者
- 四 地方公共団体情報システム機構 地方公共団体情報システム機構法(平成 25 年法律第 29 号)の規定により、地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行う組織
- 五 本システム用認証局 本サービス利用にあたって必要となる電子証明書発行に係る登録局・発行局・配布局の総称
- 六 本システム オンライン資格確認システム、薬剤情報閲覧機能、診療情報閲覧機能、特定健診情報閲覧機能、臨床情報管理機能、救急時医療情報閲覧機能及びレセプト振替機能に関わるシステムの総称
- 七 オンライン請求システム 診療報酬明細書・調剤報酬明細書(レセプト)等の請求データをオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステム
- 八 オンライン請求ネットワーク 本システムやオンライン請求システムに接続するための回線・機器
- 九 顔認証付きカードリーダー 公的個人認証サービスに対応し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第2条

- 第7項に規定する個人番号カード(以下「マイナンバーカード」という。)に格納されている写真のデータを用いて顔認証を行う、DX審査支払機構が認定したカードリーダー
- 十 汎用カードリーダー 前号を除く、公的個人認証サービスに対応したICカードリーダー
- 十一 訪問診療等 訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導、訪問歯科衛生指導、往診等も含む居宅での医療提供の総称
- 十二 オンライン診療等 オンライン診療、オンライン服薬指導等の情報通信機器等を用いた医療提供の総称
- 十三 受付窓口とは異なる動線 医療機関等の通常の受付窓口(以下単に「受付窓口」という。)に設置される顔認証付きカードリーダーの利用が困難な場面の総称
- 十四 マイナ在宅受付 Web 本人確認を第19条第2項第2号(暗証番号)又は同項第3号(生体認証符号等)に定める方法により実施するオンライン資格確認、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報の提供同意及び処方箋の発行方法の登録等を可能とするインターネット上におけるオンライン資格確認用 Web サービス
- 十五 マイナ資格確認アプリ 本人確認を第19条第2項第2号に定める方法(暗証番号)、同項第3号(生体認証符号等)又は第20条第1項に定める措置(受付窓口で実施する場合を除く。)により実施するオンライン資格確認、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報の提供同意及び処方箋の発行方法の登録等並びに患者の資格情報の取得等をインターネットを通して可能とするアプリケーション
- 十六 医療機関等向け総合ポータルサイト 医療機関等が本サービスの利用に係る申請や問合せを行うことができるポータルサイト
- 十七 資格確認端末 オンライン請求ネットワークに接続し、本サービスを利用するためのアプリケーションをインストールした端末
- 十八 レセプトコンピュータ用端末 医療機関等が診療報酬を請求するためにレセプトを作成することができる端末
- 十九 電子カルテシステム 患者の診察内容や診断結果等を電子的なデータとして保存できるシステム
- 二十 調剤システム 薬局のレセプトコンピュータ用端末や電子薬歴システムの総称
- 二十一 閲覧用端末 資格確認端末相当のセキュリティ基準を満たす、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧するための端末
- 二十二 マイナ在宅受付 Web 用端末 マイナ在宅受付 Web を用いてオンライン資格確認を行うための医療機関等が保有するスマートフォン・タブレット・ノートPC等の端末(業務用のみに用いる端末であることが望ましい。)
- 二十三 マイナ資格確認アプリ用端末 マイナ資格確認アプリをインストールしたスマートフォン・タブレット・ノートPC等の端末(業務用のみに用いる端末であることが望ましい。)
- 二十四 端末機器 資格確認端末、マイナ在宅受付 Web 用端末、マイナ資格確認アプリ用端末、レセプトコンピュータ用端末等、医療機関等が保有する端末全体

- 二十五 本システム用マスタアカウント 医療機関等からの利用申請をうけて、本システム利用にあたってDX審査支払機構が発行するアカウント
- 二十六 本システム用アカウント 管理アカウントや一般アカウント、医療情報閲覧アカウント等、本システム利用にあたって医療機関等が発行する各種アカウントの総称
- 二十七 本システム用電子証明書 本システム利用にあたって本システム用認証局が発行する電子証明書
- 二十八 オンライン資格確認等 健康保険法第3条第13項等に規定する電子資格確認の方法(以下単に「電子資格確認の方法」という。)、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第53条等に規定する方法(資格確認書、処方箋等による資格確認の方法)で、本システムを通じ第13条に規定する資格情報をサービス利用者が確認すること
- 二十九 利用者証明用電子証明書 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)(以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の総称
- 三十 薬剤情報 医療機関等(訪問看護ステーションを除く。)より提出された令和3年9月分以降のレセプトから抽出した、診療(調剤)の医薬品データ
- 三十一 診療情報 医療機関等(薬局及び訪問看護ステーションを除く。)から令和4年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為データ(令和3年9月分以降に行われた診療行為に限る。)
- 三十二 特定健診情報 医療保険者が、40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対し実施した特定健診、75歳以上の後期高齢者に対して実施した健診に関する令和2年4月分以降の情報、市町村(特別区を含む。)が健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき実施した健診並びに事業者が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき40歳未満の被保険者及び被扶養者に対し実施した健診に関する情報の総称
- 三十三 救急時医療情報 薬剤情報・診療情報・特定健診情報、処方・調剤情報(電子処方箋管理サービス利用規約第2条第12号に規定する処方・調剤情報をいう。)、患者の基本情報等を救急時に病院へ提供するため集約したもの

(本規約の適用)

第3条 本規約は、全てのサービス利用者に適用されるものとします。

2 本規約の実施のために制定される細則その他付随して作成された本システム利用上の条件は、本規約の一部を構成するものとして全てのサービス利用者に適用されるものとします。

(通知・情報提供)

第4条 本サービスに関する通知その他本規約に定めるDX審査支払機構からサービス利用者に対する情報提供・通知等は、医療機関等向け総合ポータルサイトを介して行う方法等その他DX審査支払機構の定める方法によって行うものとします。

2 前項に定める方法によって行われる情報提供・通知等は、DX審査支払機構からの発信をもってその効力が生ずるものとします。

(本規約の改正)

第5条 DX審査支払機構は、必要があると認める場合は、本規約を改正することがあります。この場合、DX審査支払機構は、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を改正する旨、改正の内容及びその効力発生時期を医療機関等向け総合ポータルサイトへの掲載その他の適切な方法により周知するものとします。

2 前項による改正後に、サービス利用者が本サービスの利用を継続した場合は、当該サービス利用者は改正後の本規約に同意したものとみなします。

(知的財産権)

第6条 DX審査支払機構がサービス利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物(本規約及び本システムに係る一切の文書を含む。)に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、DX審査支払機構又はDX審査支払機構に当該権利を許諾する第三者に帰属するものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第7条 本規約に関する事項については、日本国法が適用されるものとします。

2 本サービスの利用又は本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第8条 本規約の解釈についてDX審査支払機構とサービス利用者との間に異議、疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項が生じた場合には、両者が誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第2章 本規約の同意等

(利用申請)

第9条 本サービスの利用を希望する医療機関等は本規約の内容に同意の上、利用申請を行うものとし、利用申請を行った時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。利用申請は、次項の承諾拒絶又は留保の通知がない限り、承諾されたものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合、DX審査支払機構は当該利用申請を承諾しない、又は承諾を留保することができるものとします。なお、DX審査支払機構が申請を承諾しない、又は承諾を留保する場合、その旨をDX審査支払機構は申請者に通知するものとします。
- 一 申請者が実在しない場合
 - 二 DX審査支払機構所定の申請フォームに虚偽の記載又は記入漏れがある場合
 - 三 申請者又はその代表者若しくは役員等において、反社会的勢力(暴力団、暴力団員等をいう。)に該当する、又はそのおそれがある場合
 - 四 前三号に掲げるほか、DX審査支払機構が不適当と判断する相当の理由がある場合
- 3 DX審査支払機構は、患者が容易に本サービスを利用することが可能な医療機関等を確認できるよう、当該医療機関等の名称を公表することができます。

(本規約の遵守)

第10条 サービス利用者は、本システムの利用にあたって本規約を遵守するものとします。また、本規約のほかシステム又は端末機器に対する安全管理及びシステム運用管理等について、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第7.0版(令和8年6月29日付け厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添)、オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン(令和6年1月12日付け保連発0112第3号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知別添)及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添)に従い、適切に本サービスを利用するものとします。

(本サービスの変更)

第11条 DX審査支払機構は、本サービスの機能追加及び改善等を目的として、その裁量により本サービスの一部の追加・変更を行うことがあります。ただし、当該追加・変更によって、追加・変更前の本サービス全ての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

(本サービスの休止等)

第12条 DX審査支払機構は、本システムの維持、補修等の必要がある場合、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延が生じた場合、その他理由の如何を問わず、その裁量により、サービス利用者への予告を行うことなく、本システムの運用の停止、休止若しくは中断又は本システムの利用制限を行うことがあります。

第3章 サービス

(資格情報の提供)

第13条 DX審査支払機構は、患者の資格情報を確認することを目的として、電子資格確認の方法により、本システムを用いて、次の各号に掲げる情報をサービス利用者に対して提供します。

- 一 被保険者等又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)
 - 二 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者の医療扶助の受給資格に係る情報(医療の給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)
- 2 DX審査支払機構は、前項の提供を行う際、併せて、患者の限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の情報をサービス利用者に対して提供します。また、患者の同意がある場合、併せて、当該患者の特定疾病療養受療証の情報をサービス利用者に対して提供します。
- 3 DX審査支払機構は、患者の利用者証明用電子証明書の有効期間が満了してから満了する日の属する月の末日から三月を経過するまでの間においても、本システムを用いて、マイナンバーカードを利用した場合に患者の資格情報及び前項前段に定める情報をサービス利用者に対して提供することができます。
- 4 電子資格確認の方法によるほか、DX審査支払機構は、健康保険法施行規則第53条第1項等による方法(資格確認書、処方箋等による資格確認の方法)により、本システムを用いて、第1項各号に掲げる情報をサービス利用者に対して提供します。
- 5 DX審査支払機構は、前項に規定する提供の際、患者の同意がある場合、限度額適用認定証、及び限度額適用・標準負担額減額認定証の情報をサービス利用者に対して提供します。

(薬剤情報・診療情報・特定健診情報等の提供)

第14条 DX審査支払機構は、医療行為等に活用することを目的として、本システムを用いて、サービス利用者に対して、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報を提供します。

- 2 DX審査支払機構は、サービス利用者である病院が患者の生命、身体の保護のため必要と判断し、電子資格確認の方法により本人確認を行った上で救急時医療情報を要求した場合に限り、本システムを用いて、サービス利用者である病院に対して、当該情報を提供します。

(利用時間・日程)

第15条 本システムの利用可能時間及び利用可能日程は、土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を含む24時間365日とします。

- 2 DX審査支払機構が設置、運用するヘルプデスクにおけるオペレーターによる電話受付可能時間は、日曜、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除き、平日は8:00～18:00、土曜日は8:00～16:00とします。

(委託)

第16条 DX審査支払機構は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部をサービス利用者の承諾なしに、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、DX審査支払機構は責任をもって当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

- 2 サービス利用者は、本サービスの利用に関する業務の全部又は一部を、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、サービス利用者は責任をもって当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

(支払い遅延)

第17条 サービス利用者が、次条第1項に規定する電子証明書の発行に必要な費用を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、当該電子証明書は失効されるものとします。

第4章 サービス利用者の義務等

(本サービス利用のためのユーザーID・パスワード・証明書発行)

第18条 サービス利用者は、本サービスを利用するにあたっては、本システム用マスタアカウント及び本システム用電子証明書を取得する必要があります。なお、本システム用電子証明書は、本システムと接続する端末(マイナ資格確認アプリ用端末を除く。)の台数分、発行する必要があります。

- 2 サービス利用者は、本システム用マスタアカウントを用いて、本システム用アカウントを必要に応じて作成する必要があります。
- 3 サービス利用者(職域診療所を除く。)は、本システム用電子証明書をもって、令和3年1月以降、オンライン請求システムを利用することができます。
- 4 サービス利用者は、マイナ資格確認アプリを利用する場合、本システムにおいて利用端末毎に発行されるコード(アクティベーションコード)をマイナ資格確認アプリ用端末に事前に登録する必要があります。また、利用を終了する場合又はサービス利用者としての資格を喪失した場合は、マイナ資格確認アプリにてデバイス登録解除を行う必要があります。

(本サービス利用のための設備設定)

第19条 サービス利用者は、オンライン資格確認等並びに薬剤情報・診療情報・特定健診情報及び救急時医療情報の閲覧に係る業務遂行上、支障がないように環境を整備した上で、適切に本サービスを利用するものとします。

- 2 サービス利用者は、第 13 条第1項又は第3項に規定する資格に係る情報の提供を求める場合、次のいずれかの方法により、DX審査支払機構が患者の利用者証明用電子証明書を確認できるようにしなければなりません。
- 一 サービス利用者が設置している顔認証付きカードリーダーを用いて、マイナンバーカードに表示され、かつ、記録された写真を用いる方法
 - 二 患者が、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号。以下「公的個人認証法施行規則」という。）に規定する暗証番号を入力することによって、患者本人であることを確認する方法
 - 三 患者が、前号の暗証番号に代えて、公的個人認証法施行規則に規定する生体認証符号等を使用することによって、患者本人であることを確認する方法
- 3 サービス利用者は、前項第2号に規定する暗証番号及び前項第3号に規定する生体認証符号等について、第三者による盗取を防止するために、適切な対策を講ずるものとします。
- 4 サービス利用者は、第 14 条第1項に規定する患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報の提供を求める場合、端末（電子カルテシステム、調剤システム、レセプトコンピュータ用端末、閲覧用端末、資格確認端末等）を用いて利用するアプリケーションによるアクセス制限を行い、医師、歯科医師、薬剤師その他機関の長によって閲覧権限を付与された者のみ患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧できるようにしなければなりません。
- 5 サービス利用者は、第 14 条第2項に規定する救急時医療情報の提供を求める場合、医師等の各電子カルテシステムアカウントに対して、機関の長が救急時医療情報閲覧権限を付与しなければなりません。また、当該閲覧権限を付与された者は、救急時医療情報を閲覧する場合、救急時医療情報を閲覧するためサービス利用者が定める二要素認証を実施しなければなりません。
- 6 サービス利用者は、使用する端末機器から本システムに接続されるまでの電気通信回線を整備する必要があります。
- 7 サービス利用者は、マイナ在宅受付 Web 及びマイナ資格確認アプリの利用に際して、次の各号に掲げる確認に応じ、当該各号に定める機能を利用する又は患者に利用させる必要があります。
- 一 訪問診療等におけるオンライン資格確認等 マイナ在宅受付 Web の訪問診療等機能又はマイナ資格確認アプリの訪問診療等機能
 - 二 オンライン診療等におけるオンライン資格確認等 マイナ在宅受付 Web のオンライン診療等機能
 - 三 前2号のオンライン資格確認等以外であって受付窓口とは異なる動線でのオンライン資格確認等 マイナ在宅受付 Web のオンライン診療等機能又はマイナ資格確認アプリの外来診療等（通常とは異なる動線）機能

（本人確認の措置）

第20条 前条第2項によらずに、電子資格確認の方法により情報提供を求める場合、サービス利用者は患者の有するマイナンバーカードの券面に掲載された顔写真を確認しなければなりません。

2 前条第2項第2号及び第3号に掲げる確認において、例えば過去の診療履歴に照らして血液型が違っている等、本人であることに合理的な疑いがある際、サービス利用者は患者に本人確認書類の提示を求め、個別に本人確認を行うことができます。

3 マイナ在宅受付 Web を利用する場合において、患者が自身の端末を使用し、事前に電子資格確認を患者の居宅等の遠隔で行った際には、サービス利用者は本人確認書類の提示を求め、個別に本人確認を行ってください。ただし、社会通念上、当然に患者本人であると認識できる状況であった場合には、本人確認を行う必要はありません。

(薬剤情報・診療情報・特定健診情報等の閲覧に係る同意取得)

第21条 第14条第1項の規定に基づいて、サービス利用者が薬剤情報・診療情報・特定健診情報の提供を求める場合、サービス利用者は、患者から同意を取得した上で、次のいずれかに掲げるものを用いて、電子資格確認を行い、同意情報を本システムに伝送する必要があります。その際、サービス利用者は、同意の取得にあたって、患者が同意に係る判断を行うために必要と考えられる十分な情報を提供するものとします。

- 一 DX審査支払機構が認定した顔認証付きカードリーダー
- 二 汎用カードリーダー(サービス利用者において薬剤情報・診療情報・特定健診情報の閲覧に関する説明を患者に行った上で、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている同意書等の書面を用いて取得した場合に限る。)
- 三 マイナ在宅受付 Web
- 四 マイナ資格確認アプリ

2 前項の規定によらず、天災地変によりDX審査支払機構が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・診療情報・特定健診情報の提供を求めることができます。ただし、同様の場合において、患者の生命、身体の保護のために薬剤情報・診療情報・特定健診情報を取得する必要がある場合であって、患者から口頭で同意を取得することが困難であるときは、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

3 前項の場合は、第19条第4項に規定する者のほか、本システム用アカウントのうち医療情報閲覧アカウントを持つ者においても、薬剤情報・診療情報・特定健診情報の提供を求めることができます。この場合、端末(電子カルテシステム、調剤システム、レセプトコンピュータ用端末、閲覧用端末、資格確認端末等)を用いて利用するアプリケーションによるアクセス制限を行うことなく、資格確認端末によっても薬剤情報・診療情報・特定健診情報の提供を求めることができることとします。

4 第14条第2項の規定に基づき救急時医療情報を閲覧する必要がある場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は救急時医療情報の提供を求めるこ

とができます。ただし、患者の生命、身体の保護のために救急時医療情報を取得する必要がある場合であって、患者から口頭で同意を取得することが困難であるときは、同意の取得は必要ありません。

（サービス利用者の責任）

第22条 サービス利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

2 サービス利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由でDX審査支払機構に損害を与えた場合、当該損害の賠償を行うものとします。

（アカウント管理）

第23条 サービス利用者は、自らの管理責任により、本システム用マスタアカウント、本システム用アカウント及び本システム用電子証明書を不正使用されないよう管理するものとします。

（バックアップ）

第24条 サービス利用者は、患者の資格情報等、本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、必要なデータを自己の責任の下で保全するものとします。

（禁止事項）

第25条 サービス利用者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 本サービスの利用目的（患者の資格情報の確認及び医療行為等への活用）以外の用途で本システムを使用する行為
- 二 第21条第2項ただし書又は同条第4項ただし書の場合を除いて、患者の同意なく薬剤情報・診療情報・特定健診情報又は救急時医療情報を閲覧する行為
- 三 患者情報の更新以外の目的で、本システム上で管理されているデータを変更する行為又はそのおそれがある行為
- 四 本システム上で管理されているデータを改ざんする行為又はそのおそれがある行為
- 五 本システム用マスタアカウント、本システム用アカウント若しくは本システム用電子証明書を第三者に使用させる行為（第16条第2項による場合を除く。）又は第三者へ貸与、譲渡、売買若しくは担保の目的に供する行為
- 六 本規約上の地位を第三者に承継させ又は本規約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供する行為
- 七 他のサービス利用者の有する本システム用マスタアカウント、本システム用アカウント、及び本システム用電子証明書を使用する又はその入手を試みる行為

- 八 利用者証明用電子証明書の入手を試みる行為又は入手する行為
- 九 法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為
- 十 公序良俗に反する行為
- 十一 本システムに対する不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
- 十二 本システムの管理及び運営を妨害する行為又はそのおそれがある行為
- 十三 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する行為又はそのおそれがある行為
- 十四 本サービスを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- 十五 前各号に掲げる行為以外に、他の本サービス利用者の本システムの利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為

2 DX審査支払機構は、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該サービス利用者に対して本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。なお、サービス利用者の利用するシステム又は端末機器が、ウイルス感染又は不正侵入を受けた場合(疑いを含む。)についても同様とします。ただし、DX審査支払機構は、サービス利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

(利用規約に違反した場合の措置)

- 第26条 前条第1項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたサービス利用者は、DX審査支払機構に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。また、当該行為の詳細が判明した場合、サービス利用者は、遅滞なく、DX審査支払機構にこれを報告するものとします。
- 2 前条第1項に違反する行為が悪質な場合、DX審査支払機構は、当該行為を行ったサービス利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、DX審査支払機構は、当該行為の概要及び当該サービス利用者の名称を公表することができます。
 - 3 サービス利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、DX審査支払機構は、次の各号に定める措置を講ずることができます。
 - 一 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止すること
 - 二 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - 4 DX審査支払機構は、本システムの適切な運営及び本サービスの適切な実施を確保するため必要があると認める場合は、サービス利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要

な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

第5章 DX審査支払機構の義務等

（善管注意義務）

第27条 DX審査支払機構は、善良なる管理者の注意をもって、本サービスを正常に提供するものとします。

2 DX審査支払機構は、サービス利用者が本サービスを享受する上で十分なサービスレベルを満たすよう、本サービスの提供にあたり合理的な努力をするものとします。

3 DX審査支払機構は、本サービスに重大な瑕疵が認められた場合、合理的な範囲内において、本サービスの修正又は契約不適合の除去等を行うように努力をするものとします。

（保証の制限）

第28条 サービス利用者の資格確認端末、閲覧用端末、マイナ在宅受付 Web 用端末及びマイナ資格確認アプリ用端末において、DX審査支払機構が推奨する OS や提供するソフトウェア等以外のものが使用又は併用された場合、DX審査支払機構は、本サービスの正常な動作を保証しかねます。

（利用者証明検証）

第29条 第 19 条第2項第1号に掲げる確認を行う場合、DX審査支払機構は、公的個人認証法第 38 条の2第1項に規定される内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた特定利用者証明検証者として、利用者証明検証を行います。

2 第 19 条第2項第2号及び第3号に掲げる確認を行う場合、DX審査支払機構は、地方公共団体情報システム機構と締結する協定書に基づき、地方公共団体情報システム機構と公的個人認証法第 36 条第2項に規定される取決めを締結した利用者証明検証者として、利用者証明検証を行います。

（個人情報の管理）

第30条 DX審査支払機構は、本システムにおいて管理される個人情報を、本サービス提供の目的以外で利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）に基づいて、紛失・破壊・改ざん・漏えい等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとします。

2 DX審査支払機構は、本サービスの提供のために必要がなくなった個人情報に関して、一切の複製を残すことなく、DX審査支払機構の責任の下で速やかに破棄するものとします。

（サービス利用者が登録したデータの管理）

第31条 DX審査支払機構は、サービス利用者が登録したデータ(患者を特定するために任意で定められる照会番号等)に関し、善良な管理者による注意をもって管理するものとします。

2 DX審査支払機構は、裁判所その他法的な権限のある官公庁の命令等により本サービスに関する情報の開示又は提出を求められた場合、当該命令等に従い情報の開示又は提出をすることができるものとし、サービス利用者は、当該開示及び提出に対して異議を述べないものとします。

3 DX審査支払機構は、サービス利用者がマイナ資格確認アプリのデバイス登録解除を行った際、マイナ資格確認アプリ用端末で保持されるログイン情報を削除するものとします。

(情報伝達の責任分界)

第32条 本サービスの利用における情報伝達に関するDX審査支払機構の責任範囲は、次の各号に掲げる範囲とします。

一 照会要求等を本システムにて受領してから、当該照会に従って本システムが取得した情報(患者の資格情報等)を送信し、当該情報が端末機器(マイナ在宅受付 Web 用端末を除く。)に到達するまで

二 照会要求等をマイナ在宅受付 Web にて受領してから、当該照会に従ってマイナ在宅受付 Web が取得した情報(患者の資格情報等)を送信し、当該情報がマイナ在宅受付 Web 用端末に到達するまで

2 本サービスの利用における情報伝達に関するサービス利用者の責任範囲は、次の各号に掲げる範囲とします。

一 サービス利用者の有する端末機器(マイナ在宅受付 Web 用端末を除く。)から照会要求等を本システムに向けて送信し本システムが受領するまで、及び本システムから送信された情報を端末機器(マイナ在宅受付 Web 用端末を除く。)において受領・取得して以降

二 サービス利用者の有するマイナ在宅受付 Web 用端末から照会要求等を本システムに向けて送信しマイナ在宅受付 Web にて受領するまで、及びマイナ在宅受付 Web から送信された情報をマイナ在宅受付 Web 用端末において受領・取得して以降

(通信経路の責任分界点)

第33条 本サービスの利用における通信経路に関するDX審査支払機構の責任範囲は、次の各号に掲げる範囲とし、当該責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理については、DX審査支払機構が責任を負うものとします。

一 サービス利用者の準備した電気通信回線とDX審査支払機構の準備した電気通信回線との接続地点から本システムまで

二 サービス利用者の準備した電気通信回線とDX審査支払機構の準備した電気通信回線との接続地点からマイナ在宅受付 Web まで

- 2 本サービスの利用における通信経路に関するサービス利用者の責任範囲は、サービス利用者の準備した電気通信回線とDX審査支払機構の準備した電気通信回線との接続地点からサービス利用者の端末機器までとし、当該責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理については、サービス利用者が責任を負うものとします。

(運用・保守の責任分界点)

第34条 DX審査支払機構は、本システムの運用・保守に関して、責任を負うものとします。

- 2 サービス利用者は、資格確認端末の運用・保守に関して、責任を負うものとします。ただし、DX審査支払機構が作成する資格確認端末にインストールされるソフトウェアの更新ファイルの作成は、DX審査支払機構が責任を負うものとします。また、当該ソフトウェア(顔認証付きカードリーダーベンダーが作成するソフトウェアを含む。)及びそのセキュリティパッチについては、資格確認端末に搭載される場合に限り、DX審査支払機構が必要な提供を行い、サービス利用者が適用するものとします。
- 3 サービス利用者は、顔認証付きカードリーダー、汎用カードリーダー、マイナ在宅受付 Web 用端末及びマイナ資格確認アプリ用端末の運用・保守に関して、責任を負うものとします。

第6章 免責等

(免責)

- 第35条 DX審査支払機構は、本サービスに関し、サービス利用者の利用目的との適合性、提供する情報の正確性を含む一切の事項について保証せず、サービス利用者はこれを了解するものとします。
- 2 本規約の他の規定にかかわらず、DX審査支払機構は、本サービスの内容変更、中断・停止、休止、利用制限又は終了によってサービス利用者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
- 3 前項のほか、DX審査支払機構は、天災地変その他の不可抗力によって本サービス提供の履行が妨げられた場合、当該不可抗力によってサービス利用者に生じた損害について、責任を負わないものとします。またDX審査支払機構は、自己の責めに帰すべき事由により、本サービスに関してサービス利用者に損害が生じた場合であっても、当該事由についてDX審査支払機構に重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任を負いません。
- 4 前項の責任を負う場合であっても、DX審査支払機構の賠償責任の範囲は、現実が発生した直接かつ通常の損害に限られるものとします。サービス利用者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊により生じた損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、DX審査支払機構は賠償責任を負いません。また、サービス利用者が、本システムの利用によって得られた情報を不正に第三者提供した場合その他本システムを不適切利用したことによって第三者に損害が生じたとしても、DX審査支払機構は賠償責任を負わないものとします。

(証跡ログの作成等及び統計調査・解析結果等の公表)

第36条 DX審査支払機構は、医療保険制度及び公費負担医療制度の推進に資する統計調査・解析等のため、システム利用に関する証跡ログを作成等できるものとし、サービス利用者は、これに同意するものとします。

2 DX審査支払機構が前項に規定する証跡ログの作成等を行う場合には、個人情報保護法第36条及び第37条における個人情報取扱事業者に関する規定に準拠し、必要な対応を行うものとします。

3 DX審査支払機構は、第1項に規定する証跡ログの作成等に関して、前項の必要な対応を行わないことによる重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

4 DX審査支払機構は、第1項に掲げる統計調査・解析等を行った場合、当該統計調査・解析の結果について、公表することがあります。

附則 抄

1 本規約は、令和2年10月16日から施行します。

附則 抄(一部改定)

1 本規約は、令和2年11月12日から施行します。

附則 抄(一部改定)

1 本規約は、令和3年1月26日から施行します。

附則 抄(一部改定)

1 本規約は、令和3年8月25日から施行します。

附則 抄(一部改定)

1 本規約は、令和4年9月11日から施行します。

附則 抄(一部改定)

1 本規約は、令和5年1月26日から施行します。

附則(一部改定)

1 本規約は、令和5年11月30日から施行します。

2 次の各号に掲げる利用は、医療機関等向け総合ポータルサイトに別途お知らせする当該各号の運用開始日までの間においては、医療機関等でのテスト利用とします。この場合において、当該利用については、「実施機関」とあるのは「支払基金」と読み替えて、本規約の規定を適用する。

- 一 病院、診療所及び薬局におけるマイナ在宅受付 Web の利用
- 二 病院、診療所及び薬局における生活保護法による被保護者の医療扶助に係る情報の利用
- 三 訪問看護ステーションにおける本サービスの利用

附則（令和5年 12 月 25 日一部改定）

1 本規約は、令和6年1月9日から施行します。

附則（令和6年3月 25 日一部改定）

1 本規約は、令和6年4月 1 日から施行します。

附則（令和6年4月 17 日一部改定）

1 本規約は、令和6年4月 17 日から施行します。

2 職域診療所における本サービスの利用は、医療機関等向け総合ポータルサイトに別途お知らせする運用開始日までの間においては、職域診療所でのテスト利用とします。この場合において、当該利用については、「実施機関」とあるのは「支払基金」と読み替えて、本規約の規定を適用します。

附則（令和 6 年 9 月 30 日一部改定）

1 本規約は、令和 6 年 9 月 30 日から施行します。

2 マイナ資格確認アプリに関する事項について、令和 7 年 3 月 31 日までの間においては、「実施機関」とあるのは「支払基金」と読み替えて、本規約の規定を適用します。

附則（令和 6 年 11 月 5 日一部改定）

1 本規約は、令和 6 年12 月 9 日から施行します。

附則（令和 6 年 11 月 29 日一部改定）

1 本規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行します。

2 救急時医療情報の閲覧サービスに関する事項（附則（令和 6 年 11 月 5 日一部改定））については、令和 6 年12 月 9 日から本規約の規定を適用します。

附則（令和 7 年 4 月 4 日一部改定）

1 本規約は、令和 7 年 4 月 6 日から施行します。

附則（令和 7 年 6 月 27 日一部改定）

1 本規約は、令和 7 年 7 月 1 日から施行します。

2 公的個人認証法第 35 条の 2 に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書による本サービスの利用は、医療機関等向け総合ポータルサイトに別途お知らせする本格運用開始までの間においては、実証事業に参加する医療機関等のみを対象とします。

3 前項の場合において、当該利用に関する事項については、「実施機関」とあるのは「支払基金」と読み替えて、本規約の規定を適用します。

附則（令和7年 12 月 1 日一部改定）

1 本規約は、令和 7 年 12 月 2 日から施行します。

附則（令和8年3月 23 日一部改定）

1 本規約は、令和8年3月 23 日から施行します。

附則（令和8年9月 18 日一部改定）

1 本規約は、令和8年 10 月1日から施行します。

2 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、令和8年 10 月1日をもって、DX審査支払機構に改組されます。

- 3 本サービスの維持・運営は、同日をもって、支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会により共同で組織されてきた医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）からDX審査支払機構に変更されます。
- 4 本規約の施行前に支払基金又は実施機関が本規約に基づいて行った認定その他の行為は、DX審査支払機構が行ったものとみなします。
- 5 本規約の施行の際現に支払基金又は実施機関に対して本規約に基づいて行われている申請その他の行為は、DX審査支払機構に対して行われたものとみなします。

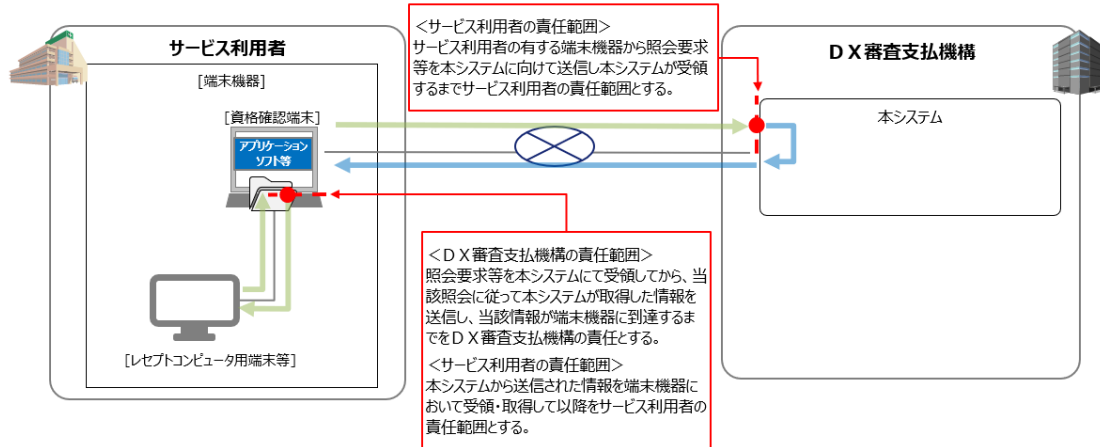
責任分界点図

① 情報伝達の責任分界（第32条関連）

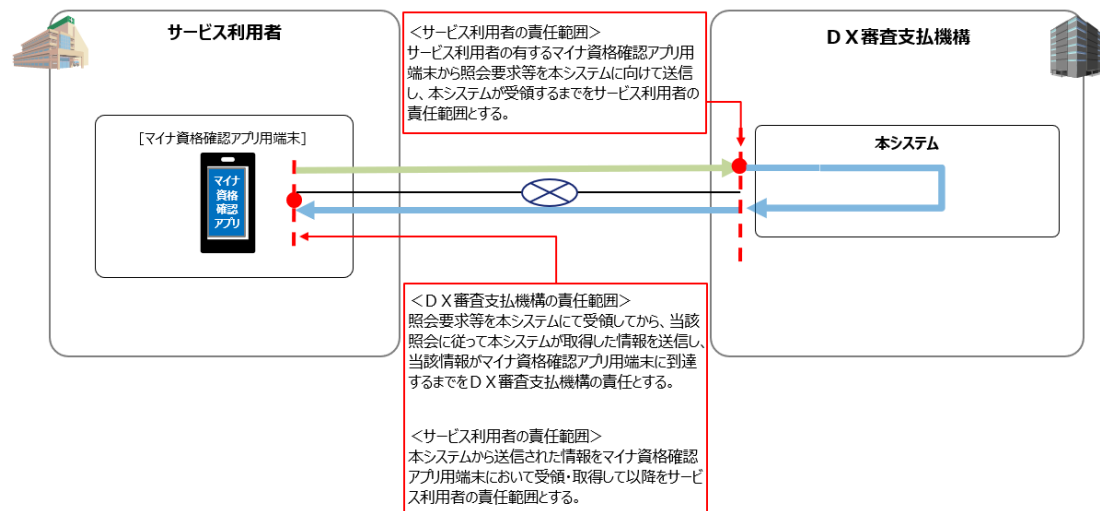
- ・ 情報伝達に係る責任分界は、以下の通り。

→ サービス利用者
→ D X 審査支払機構

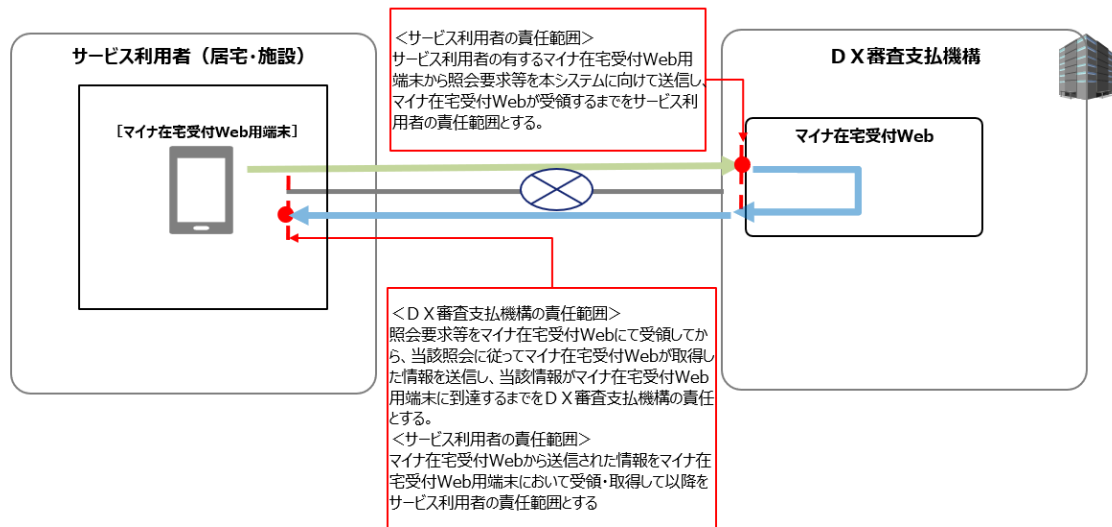
【資格確認端末等】



【マイナ資格確認アプリ用端末】



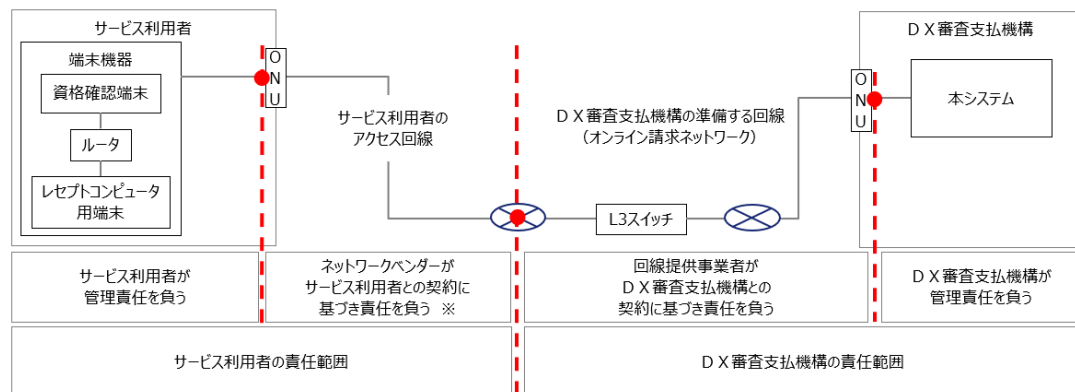
【マイナ在宅受付Web用端末】



②通信経路の責任分界（第33条関連）

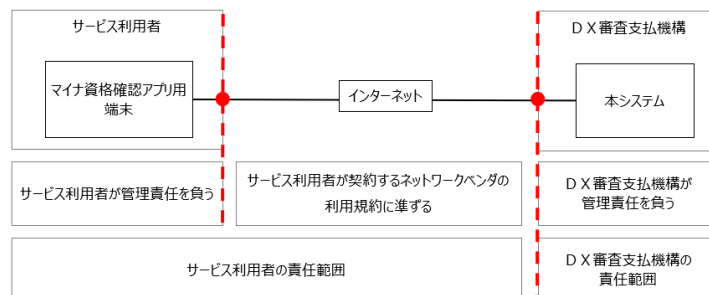
- 通信経路に係る責任分界は、以下の通り。

【資格確認端末等】



※ ネットワークベンダーの責任範囲は、サービス利用者ごとの契約内容等に応じて変わることから、上記は例示の位置づけ。

【マイナ資格確認アプリ用端末】



※ネットワークベンダーの責任範囲は、契約内容等に応じて変わることから、上記は例示の位置づけ。